

令和5年第10回総会

山武市農業委員会会議録

令和5年10月5日 開会

令和5年10月5日 閉会

令和5年第10回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年10月5日(木) 午後3時30分

場 所 山武市役所 大会議室

招 集 者 山武市農業委員会 会長 齊 藤 茂

議 事 議案

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 令和5年度第7次農用地利用集積計画(案)の決定について
- (3) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員(16名)

欠席委員(1名)

出席農地利用最適化推進委員(20名)

欠席農地利用最適化推進委員(0名)

出席事務局職員(3名)

- ◎日 程
- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 議事録署名人の指名について
- 日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 令和5年度第7次農用地利用集積計画（案）の決定について
- 日程第6 議案第3号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
- 日程第7 協議 山武市農業委員会選出役職員について

令和5年10月5日 山武市農業委員会 会長 齊藤 茂

- ◎開 会
- 議長 これから令和5年第10回山武市農業委員会総会の会議を始めます。
ただいまの出席委員は16名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。
欠席委員は、議席番号1番井野委員です。
お諮りいたします。
日程第1、会期の決定について及び日程第2、議事録署名人の指名についてを議長が決することよろしいでしょうか。

(異議なし)

- 議長 御異議なしと認めます。会期は本日1日限りとします。議事録署名人は、議席番号8番増田委員及び議席番号9番川島委員を指名いたします。
-

- ◎報告
- 議長 日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知についてを、事務局から報告を求めます。
- 事務局 (事務局報告)
- 議長 事務局からの報告が終わりました。

◎議案第1号

議長 議案の審議に入ります。
日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。
概要の説明を事務局に求めます。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
申請番号ごとに地区担当推進委員の状況説明及び当該地域の農業委員の補足説明を求めます。
申請番号1の説明を地区担当推進委員の堀越委員に求めます。

堀越推進委員 地区担当推進委員、堀越です。
申請番号1について説明いたします。
本件は贈与による所有権移転です。譲受人と譲渡人は親戚関係にあると聞いております。譲受人に関しましては新規就農、譲渡人に関しましては、高齢のため、ほかに贈与したいということ聞いております。
現況は家庭菜園に近いものだと思うんですけども、植付け等されておりました。贈与された後も畑として耕作するということ聞いております。
隣接地に関しましては、果樹等が植えられておまして、地区としては何ら問題ないと思います。
なお、総会資料10ページの農業経営実施計画に「100㎡」と書いてあるんですけども、「m」の間違いではないかということで、訂正をお願いいたします。
私からの説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号3番雲地委員に求めます。

雲地委員 議席番号3番雲地です。よろしく申し上げます。
ただいまの議案第1号、申請番号1についてなんですけれども、

堀越推進委員の説明のとおりでありまして、経営計画書とかいろいろ見ますと、作物自体、面積自体も小さい中で始めるわけですが、やはりこういう動きも必要かなと思いますので、周りに迷惑をかけないように頑張ってくださいと思います。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了します。

採決いたします。議案第1号、申請番号1を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号2の説明を地区担当推進委員の伊藤委員に求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。

申請番号2について説明いたします。

売買による所有権移転です。譲渡人は高齢で、東京にお住まいで管理が困難であるため譲るということです。譲受人は自宅と農地が隣接地で利便性がよいため、今回の申請となりました。また、譲受人は譲渡人に管理を頼まれて10年以上耕作していたとのことでした。

先日、現地確認したところ、きれいに管理されていて、特に問題はないと思いますので、審議、よろしく願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号3番雲地委員に求めます。

雲地委員

議席番号3番雲地です。よろしく願いします。

ただいまの議案第1号、申請番号2についてなんですけれども、伊藤推進委員からお話があったとおりでありまして、その土地にお

いても、もう10年以上耕作して管理しているということで、今説明があったとおり、何ら問題はないと思います。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了します。

採決いたします。議案第1号、申請番号2を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号3の説明を地区担当推進委員の川村委員に求めます。

川村推進委員

地区担当推進委員の川村です。

申請番号3番について説明いたします。

売買による所有権移転でございます。譲渡人は自営業をしており、今後、農地の管理等がだんだん難しくなっていくということで、今回、売買ということで申請いたしました。譲受人は、申請地より遠いところに住んでおるのでございますが、この申請地の近くに身内が住んでおり、よくこちらに通っております。そんな関係で、この畑を利用して野菜等を作っていきたいということでございます。

周りは宅地に囲まれており、何ら影響はないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号12番今関委員に求めます。

今関委員

議席番号12番今関です。

地区担当推進委員の川村さんの説明のとおりでございます。私も先日、見てまいりました。何ら問題ないものと思います。

なお、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
御審議のほど、よろしくお願いします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了します。
採決いたします。議案第1号、申請番号3を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号4及び5は関連する案件でございます。
お諮りいたします。申請番号4及び5を一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。申請番号4及び5は一括審議といたします。
申請番号4及び5の説明を地区担当推進委員の川津委員に求めます。

川津推進委員 地区担当推進委員の川津でございます。
申請番号4、5について御説明いたします。
こちらの申請は、それぞれの自分の圃場の隣接地である農地を交換し合い、お互いの利便性を向上させるという申請です。
現地を確認しましたが、きれいに管理されておりましたので、何ら問題はないと思います。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号13番鈴木委員に求めます。

鈴木委員 議席番号 13 番鈴木でございます。よろしくお願ひします。
推進委員さんの説明のとおりでございます。
権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、
許可要件の全てを満たしております。
御審議よろしくお願ひいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。
採決いたします。議案第 1 号、申請番号 4 及び 5 を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号 6 の説明を地区担当推進委員の伊藤委員に求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。
議案第 1 号、申請番号 6 について説明いたします。
この案件は、売買による所有権の移転でございます。譲渡人のほうは、不耕作地のため次世代へ譲りたい、譲受人のほうは新規就農のためとなります。譲受人は遠方に住んでいるようになっていますが、実際には今回の農地の隣接地にある土地を取得して家を建てて、そこに住んで耕作を行うということになっております。また家のほうは建っていないので、遠方に住所があるということになっていません。
この農地は 10 年以上耕作されていない農地になりますので、これを機に耕作していただければ問題ないんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号 14 番藤田委員に求めます。

藤田委員 議席番号 14 番の藤田です。

ただいま推進委員の伊藤さんの説明のとおりでございます、特に問題ないと見てまいりました。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく審議のほど、お願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。

採決いたします。議案第1号、申請番号6を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号7の説明を地区担当推進委員の小川委員に求めます。

小川推進委員

申請番号7を説明させていただきます。地区担当推進委員の小川です。

この案件は売買による所有権移転です。譲渡人は、高齢のため管理できないということで、また、譲受人は新規就農でアップルマンゴーをここでエアードームを建てて栽培されるということです。

補足ですけれども、この土地はちょっと荒れていて、周りの皆さんに迷惑をかけているもので、今回こういった形になってきれいにしてもらえれば、地元としては大変喜ばしいことですので、よろしくお願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号10番高宮委員に求めます。

高宮委員

議席番号10番高宮です。

小川推進委員の説明のとおりでございます。

権利者については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしくお願ひいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。
採決いたします。議案第1号、申請番号7を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号8の説明を地区担当推進委員の小川委員に求めます。

小川推進委員 地区担当推進委員の小川です。
引き続き申請番号8の説明をさせていただきます。
これも売買による所有権移転です。譲渡人は、遠方のため管理ができなくて、草ぼうぼうで周りに迷惑をかけていて、今回、譲受人はいとこ関係に当たりますので、ここで規模拡大したいということで、今回の申請となりました。地元としてみれば、きれいにしてもらえたら大変喜ばしいことですので、よろしくお願ひいたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号16番小川委員に求めます。

小川委員 議席番号16番の小川です。
ただいま推進委員が説明したとおりで、何ら問題ありません。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
よろしくお願ひします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。
採決いたします。議案第1号、申請番号8を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

◎議案第2号

議長 日程第5、議案第2号、令和5年度第7次農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。この議案は一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。この議案は一括審議といたします。
議案の説明を事務局に求めます。

事務局 (事務局説明)

議長 議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。
採決いたします。議案第2号を原案のとおり承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第3号

議長 日程第6、議案第3号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。

お諮りいたします。この議案は一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。この議案は一括審議といたします。議案の説明を事務局に求めます。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
番号ごとに推進委員の説明を求めます。
番号1の説明を地区担当推進委員の堀越委員に求めます。

堀越推進委員 地区担当推進委員、堀越です。
番号1について説明いたします。更新です。
こちらの方、御両親と本人の家族3人で花きの生産、栽培を営んでおります。ハウスで生産しているんですけれども、近代的な空調設備を導入して3人でますます立派な栽培をしているようです。
よろしく願いいたします。

議長 番号2の説明を地区担当推進委員の小川委員に求めます。

小川推進委員 地区担当推進委員の小川です。
番号2について説明させていただきます。
更新です。営農型は複合営農で、主に水稻、ネギ、落花生、ウリ、家族4人で行っております。私も含め知っている家族ですので、今まで個選でやっていたけれども、これからもっと生産を多くして、農協のほうに出荷したいという申出がありましたので、かなり若手でもって期待しておりますので、どうかよろしく願いいたします。

議長 番号3の説明を地区担当推進委員の川津委員に求めます。

川津推進委員 地区担当推進委員の川津でございます。
申請番号3について説明させていただきます。
こちらは新規の認定申請でございます。水稻及びブルーベリー、

露地野菜等の複合経営を奥様とお子様を含めた3名で行っております。認定後は制度資金等による機械や設備の更新、導入を図っていきたいということでした。問題はないと思われま。

御審議のほう、よろしくお願いたします。

議長 番号4の説明を地区担当推進委員の高橋委員に求めます。

高橋推進委員 地区担当推進委員の高橋です。
番号4について説明いたします。

これは新規でありまして、複合経営であります。水稻、さつまいもを栽培しております。現在、本人と妻、子供の3人で耕作しておりますが、本人は、定年退職を機に規模拡大を目指し、機械を導入して、頑張りたいと言っておりますので、よろしくお願いたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。
採決いたします。議案第3号を原案のとおり承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎協議

議長 日程第7、協議、山武市農業委員会選出役職員についてを議題といたします。

協議事項の説明を事務局に求めます。

事務局 (事務局説明)

議長 説明が終わりました。

本件につきましては、過去に選出された委員の状況を考慮し、会長が提案することよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。

役職員の案を申し上げます。都市計画審議会委員は会長職を希望されておりますので、私、齊藤、景観審議会委員は女性委員を希望されておりますので、引き続き佐藤委員を提案いたします。

御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。都市計画審議会委員には齊藤、景観審議会委員には佐藤委員を山武市長に推薦いたします。

以上で、本日予定した議案審議等は全て終了いたしました。

◎その他

議長

その他の件について、皆様から御意見等ございますか。

◎閉 会

議長

御意見がないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。